【投　稿】

ミドリガメとザリガニの取り扱い厳格化について

浅　川　満　彦
（酪農学園大学　獣医学類　医動物学ユニット）

2005年に「特定外来生物種による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が成立し、アライグマやアムールハリネズミなどが特定外来生物に指定され、事実上、個人飼育ができなくなった。特定外来生物には哺乳類を含む魚類以上の脊椎動物の他、昆虫類、甲殻類、クモ・サソリ類、貝類、ウズムシ類（扁形動物）などの無脊椎動物と植物あわせて120種類ほどが指定されていた。

そして、つい先日（2023年６月１日）には、懸案というか鬼門というか、アカミミガメとアメリカザリガニについても、ついに野外への放出、輸入、販売、購入、頒布などを許可なしに行うことが禁止された（註：表題のミドリガメとは、ご存じのようにアカミミガメの幼体俗称であり、ミシシッピアカミミガメとはアカミミガメの亜種のひとつである）。両種（類）とも従来から自然生態系への悪影響は指摘されていたが、一般家庭で広く飼育されていためために、特定外来生物からの指定を逃れていたのは良く知られていた。

ただし、この指定においても、すんなりとはならなかった。まず、2022年５月成立の「外来生物法改正法」では「新たに特定外来生物を指定する際に、その規制の一部を適用除外とすることを政令で定めることができる」とする規定が追加されたのである。そして、改正法施行前に「一般家庭において現在飼育している個体については2023年６月１日以降も引き続き飼うことができる」という政令が閣議決定されていた（註：これによりアカミミガメとアメリカザリガニは「条件付特定外来生物」と称されることになった）。また、この改正法の啓発活動も盛んで、その一環でキャッチーなポスターも作成された。例えば、残念ながら本道では目にできないが、右のようなポスターであった。これはこの法律を所管する環境省に加え、警視庁と東京都が小学館とタッグを組んで作成したものである（註：URLは示さないが、これら機関・会社公式HP上でそのPDF版ポスターがダウンロード可能なのでお試し頂きたい）。警察が関わる点は物々しい気もするが、たとえお馴染みのカメやザリガニであっても、法的に厳格に対応するという姿勢を示した形なのであろう。また、小学館が参画しているのは、同社漫画雑誌少年サンデーに連載中で、法獣医学を題材にした作品『ラストカルテ』がポスターのモチーフとして起用されたからである。

本会員の皆さんの元には、きっと、この改正法に伴う両種の処遇について、一般の方々質問が寄せられるのではないかと思う。どうか、安心して大切に飼い続けて欲しいこと、そして、絶対に野外へ放出しないことをお伝えして欲しい。最後に、本拙稿を読んで訂正いただき、かつ、ポスターが都内で掲示されている写真をお送りいただき、それの掲載の許可をして下さった日本獣医生命科学大学　羽山伸一　教授に感謝する。

アカミミガメ、アメリカザリガニを捨てない・拡げない！を啓発する外来生物法改正のポスター
（2023年５月、羽山伸一先生 撮影　羽田空港駅）